

令和元年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度小山市のテクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 2 月 17 日提出

小山市長 大久保 寿 夫

第1表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
1	1	工業団地造成 事業費	1	工業団地造成 事業費	テクノパーク小山南部造成事業	千円 231,750